

今後の協議会の進め方について（案）

・協議会の目的

確認書第3条に基づき、神戸川の河川環境等に関して、水利使用者、流域関係者、河川管理者等（以下「流域関係者」という。）が、学識者を交えて神戸川の河川環境の保全等についての情報共有、意見交換を行い、関係者間の信頼関係の醸成を図ることを目的とする。

・中間検証

確認書第4条第2項

中間時点の平成33年度において、**前条により設置する組織（神戸川の河川環境等に関する協議会）**における意見やモニタリング等の調査報告を踏まえ、調整会議において検討を行い、必要な場合は、それぞれの機関に対し対策を提案する。

・中間検証に向けての協議

- ① 現状の神戸川における河川環境の課題整理（資料3 論点整理表のとおり）
- ② 課題解決に向けた各機関の対応（来島ダム環境放流量常時2m³/sの実施、減水区間への放流、フラッシュ放流等）と効果確認（対応によって河川環境がどう変化したかのモニタリング調査等）
- ③ モニタリング調査の手法等について検討（河川環境の何をどのように調査していくか、全国での事例紹介等）
- ④ モニタリング調査等のデータ収集、分析作業
- ⑤ 協議会での意見、モニタリング調査結果のとりまとめ